

第 1 1 号議案

足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例

(足立区事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

「

(1) 一戸建て住宅	3 万 5,000 円
------------	-------------

」

「

(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)第 10 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	2 万 1,000 円
	誘導仕様基準以外による場合	3 万 5,000 円

」

「

ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 戸のもの	3 万 5,000 円
	1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	6 万 9,000 円
	1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	9 万 7,000 円
	1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	13 万 7,000 円
	1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	19 万 7,000 円
	1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	28 万 3,000 円

」

		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	60万円
イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3万5,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	60万円
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10万9,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13万8,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18万円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	28万円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	35万9,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万9,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		50万円	

を

(ウ) 非住 宅の 部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	24万2,000円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	30万円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	38万4,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	54万6,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	67万円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	78万9,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	90万円

」

「

ア 住戸 の部分	誘導仕様基準 による場合	建築物の総戸数が1 戸のもの	2万1,000円
		建築物の総戸数が2 戸以上5戸以下のもの	3万9,000円
		建築物の総戸数が6 戸以上10戸以下のもの	5万6,000円
		建築物の総戸数が11 戸以上25戸以下のもの	8万円
		建築物の総戸数が26 戸以上50戸以下のもの	12万円
		建築物の総戸数が51 戸以上100戸以下のもの	18万2,000円

	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	26万1,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	34万円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	39万円
誘導仕様基準以外による場合	申請戸数が1戸のもの	3万5,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	60万円
	イ 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		13万8,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		18万円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		28万円

に、

	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	35万9,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万9,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	50万円
ウ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	24万2,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30万円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	38万4,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54万6,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	78万9,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	90万円

(1) 一戸建て住宅	1万8,000円
------------	----------

(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	1万5,000円
	誘導仕様基準以外による場合	1万8,000円

ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	1万8,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万7,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円

		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万4,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万8,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100以下のもの	15万9,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	1万8,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万7,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万4,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万8,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万9,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5万7,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	7万2,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	9万6,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	20万5,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	24万7,000円

を

		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	29万円
(ウ) 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	12万3,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15万4,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万8,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	29万円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万7,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	49万1,000円

ア 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1万5,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	2万7,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	4万円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	5万6,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	8万5,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	12万8,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	18万4,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	24万1,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	27万8,000円
	誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1万8,000円
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		3万7,000円	

合	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万4,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万8,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万9,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
イ 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5万7,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	7万2,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	9万6,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15万6,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	20万5,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	24万7,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	29万円
ウ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	12万3,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15万4,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万8,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	29万円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万7,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	49万1,000円

に

改める。

」

別表第7中

ア 一戸建て住宅	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円
	住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円

を

ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準 (省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円

に、

(ア) 住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万9,100円	
	住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円	
	住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円	
	住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円	
(イ) 1の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円

		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円
非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	43万5,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22万7,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万4,400円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円

を

	方法をいう。 4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円

住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万6,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	11万8,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	17万9,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円

		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円
非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	43万5,000円
		標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万4,400円		
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円		
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円		

に、

	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円

」

「

ア 一戸建て住宅	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万4,200円
	住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万7,000円

を

」

「

ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万4,000円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万4,200円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万7,000円

に、

」

(ア) 住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		4万8,500円
	住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		8万1,000円
	住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		13万8,000円
	住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		19万7,000円
(イ) 1の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万8,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万1,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13万8,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円
非住宅部分	モデル建築物による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万1,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	7万7,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万2,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
		標準入力法等による場	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	標準入力法等による場	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万9,200円

を

	合	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	25万7,100円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	36万6,700円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方 メートル未満のもの	45万3,000円
		当該部分の床面積の合計が1万 平方メートル以上2万5,000平方 メートル未満のもの	53万5,000円
		当該部分の床面積の合計が2万 5,000平方メートル以上のもの	61万円

住宅 部分	誘導仕様 基準によ る場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	2万6,000円	
		当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	4万6,000円	
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	8万3,000円	
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	12万5,000円	
	誘導仕様 基準以外 による場 合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	4万8,500円	
		当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	8万1,000円	
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	13万8,000円	
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円	
	非住 宅部 分	モデル建 物法によ る場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの	6万1,100円
			当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	7万7,600円
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの			10万2,100円	

に、

	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15万9,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万9,200円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万7,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	36万6,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万3,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万5,000円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円

「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び」を「第1条第1項第2号イ(1)及び」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表備考15中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能基準」に改める。

(足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 3 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市の低炭素化の促進に関する法律の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。